

介護保険のお知らせ

町民の皆様には、「介護保険」の推進につきまして日頃よりご理解ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

介護保険料は、介護サービスを必要とする方の人数や、給付費（介護保険サービスを利用した際に町から支払われる費用）等を予測して三年に一度見直しを行うこととされており、令和3年度から令和5年度までの保険料基準額が下記のとおり決められています。介護保険を維持継続するために必要不可欠なものとなっておりますので、皆様のなご一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○令和3年度から令和5年度までの保険料基準額
 基準年額78,000円（基準月額6,500円 所得段階5段階の額）
 ○第1～3段階の方の保険料は、公費投入（国、県、町が負担）により軽減されます。

保険料は「基準額」をもとに所得等によって次のように分かります。

所得段階	世帯	本人	基準額×調整率	年額		
第1段階	住民税 非課税	住民税 非課税	・生活保護受給者の方、老齢福祉年金受給者の方	基準額×0.30	23,400	
			・課税年金等収入金額が80万円以下の方	(基準額×0.50)	(39,000)	
第2段階		住民税 非課税	課税年金等収入金額が80万円超120万円以下の方	基準額×0.50	39,000	
				(基準額×0.75)	(58,500)	
第3段階		住民税 非課税	課税年金等収入金額が120万円超の方	基準額×0.70	54,600	
(基準額×0.75)				(58,500)		
第4段階		住民税 課税	住民税 非課税	課税年金等収入金額が80万円以下の方	基準額×0.90	70,200
第5段階 [基準額]				課税年金等収入金額が80万円超の方	基準額×1.00	78,000
第6段階			住民税 課税	住民税 課税	合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20
	合計所得金額が120万円以上210万円未満の方				基準額×1.30	101,400
第7段階	合計所得金額が210万円以上320万円未満の方				基準額×1.50	117,000
第8段階	合計所得金額が320万円以上の方				基準額×1.70	132,600
第9段階						

※課税年金等収入金額と合計所得金額は、前年(1月1日から12月31日まで)のものです。

※第1～3段階のカッコ内は、保険料が軽減される前の金額です。

介護保険料の納め方

65歳の誕生日を迎えられた方には、はじめは納付書により納付していただくこととなります。後に、年金からの天引きを開始する際には事前にお知らせいたします。

【お問い合わせ先】 役場 健康保険課 国保介護班
 電話 0173-22-2111

